

復興庁新型インフルエンザ等
対応業務継続計画

令和8年5月

目 次

1	基本的な考え方	… 1
2	被害想定等	
2. 1	被害想定	… 2
2. 2	他計画との関係	… 2
3	実施体制	
3. 1	平常時の体制	… 3
3. 2	発生時の体制	… 3
3. 3	他機関との連携	… 5
4	新型インフルエンザ等発生時における業務継続	
4. 1	業務継続の基本方針	… 5
4. 2	発生時継続業務	… 6
5	人員、物資等の確保	
5. 1	指揮命令系統の確保	… 7
5. 2	人員の確保	… 7
5. 3	物資・サービスの確保	… 8
5. 4	情報システムの維持	… 8
6	感染防止の検討・実施	
6. 1	準備期	… 8
6. 2	初動期・対応期	… 9
7	業務継続計画の実施	
7. 1	業務継続計画の実施	… 10
7. 2	状況に応じた対応	… 10
7. 3	通常体制への復帰	… 10
8	業務継続計画の維持・管理等	
8. 1	関係機関等との連携	… 10
8. 2	教育・訓練	… 10
8. 3	点検・改善	… 11

1. 基本的な考え方

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。さらに、未知の感染症についても、その感染性の高さから社会的に影響が大きいものが発生する可能性がある。このため、発生時においては、感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護するとともに、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小となるようにすることが必要であり、国家の危機管理として対応する必要がある。

政府の各部門においては、新型インフルエンザ等の発生時においても、新型インフルエンザ等対策に関する業務を実施するほか、国としての意思決定機能を維持し、最低限の国民生活の維持、治安の維持、経済活動の調整・支援等に必要な業務を円滑に継続することが必要であるとともに、関係機関や自治体、国民への情報提供や支援を混乱することなく適切に行うことが求められる。

このため、全ての各府省庁は、「新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン」（令和6年9月27日内閣官房内閣感染症危機管理統括庁。以下「ガイドライン」という。）に沿って、新型インフルエンザ等の発生に備えた業務継続計画の策定を行い、必要に応じて見直していくこととされている。新型インフルエンザ等発生時に想定される社会・経済の状況を踏まえ、当庁がその機能を維持し必要な業務を継続するために講ずべき措置をあらかじめ定めるため、ガイドラインに沿って、「復興庁新型インフルエンザ等対応業務継続計画」を策定することとした。

2. 被害想定等

2.1 被害想定

新型インフルエンザ等の流行が国民の生命及び健康や社会経済活動等に与える影響は、病原体の病原性や感染性等に左右されるものであり、現時点で正確に予測することは難しい。このため、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）においても、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオを想定しているものであるが、ガイドラインにおいては、社会経済への影響の規模の目安として、例えば、職員の最大40%程度の欠勤を想定することなどが示されている。

本計画は、上述の想定に基づき策定するが、新型インフルエンザ等の流行規模や被害の程度は、出現した新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に左右されるものであり予測することは難しいことから、被害状況や流行の拡大状況に応じ柔軟に対応することとする。

2.2 他計画との関係

復興庁においては、既に首都直下型地震を想定した「復興庁業務継続計画」を策定したところであるが、地震と新型インフルエンザ等では、被害の態様やそれを踏まえた対応が相当異なることから、別に本計画を策定する。

(参考) 新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン (令和6年9月27日 内閣官房内閣感染症危機管理統括庁) より抜粋

業務継続計画における新型インフルエンザ等による影響とその特性

項目	新型インフルエンザ等による影響とその特性
業務継続方針	○感染リスク、社会的責任を勘案し、業務継続のレベルを決める。
被害の対象	○建築物等の社会インフラへの被害が想定される自然災害と比べて、主として、人への健康被害が大きい。
地理的な影響範囲	○被害が国内全域、全世界的となる (自然災害時に想定される対応である代替施設での業務が不確実)。
被害の期間	○病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の可能性があり、過去事例等から想定する影響予測が困難
災害発生と被害制御	○海外で発生した場合、国内発生までの間、準備が可能 ○被害規模は感染対策により左右される。

3 実施体制

3.1 平常時の体制

平常時には、ガイドラインにのっとり、新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがある場合に備え、事態を的確に把握し、政府一体となった取組を推進することが重要であるため、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」(以下「閣僚会議」という。)及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、関係機関との連携を図る。

3.2 発生時の体制

新型インフルエンザ等が発生した場合、政府において特措法第15条第1項の規定に基づき新型インフルエンザ等対策本部(以下「政府対策本部」という。)が設置され、基本的対処方針(特措法第18条第1項に規定する基本的対処方針をいう。)の決定等が行われる。その際、あらかじめリスト化されている各府省庁等の

有事専従者や感染症対応に係る業務に携わる各府省庁等の幹部職員を内閣官房感染症危機管理統括庁（以下「統括庁」という。）に招集することにより統括庁の体制が強化され、統括庁の管理の下で政府として一元的な対応が図られる。

復興庁においても、政府対策本部が設置された場合には、本庁においては、本庁対策本部を設置し、復興大臣を本部長に、専任の復興副大臣を副本部長に、その他の復興副大臣及び復興大臣政務官を本部員に充てる（以下本庁対策本部の本部長は「本部長」という。）。

更に、本庁においては、本庁対策本部の下に、対策委員会を設置し、事務次官を委員長に、庶務担当統括官を副委員長に、その他の統括官、審議官及び庶務担当参事官を委員に充てることとする（以下対策委員会の委員長及び副委員長は、それぞれ「委員長」及び「副委員長」という。）。対策委員会においては、職員のり患状況や出勤状況等を把握するとともに、新型インフルエンザ等の発生場所、毒性及び感染力等の具体的状況を踏まえて本庁における業務継続の具体的な方針や福島復興局及び福島復興浜通りセンター（以下「復興局等」という。）への必要な指示事項を立案し、速やかに本計画に則った業務継続のための体制移行に係る決定を本庁対策本部に求めることとする。ただし、本庁対策本部の決定を経る時間的余裕がない場合には、委員長から本部長に対して必要な報告を行った上、業務継続のための体制に移行するものとする。

復興局等においては、本庁対策本部が設置された場合の他、本庁に先立って本計画に基づく業務継続のための体制に移行することが必要な状況が発生した場合には、本庁の庶務担当参事官に連絡した上、局対策本部又はセンター対策本部（以下「復興局等対策本部」という。）を設置し、福島復興局長又は福島復興浜通りセンター長を本部長に、庶務に関する事務を担当する復興局等次長（以下「庶務担当復興局等次長」という。）を副本部長に、その他の局次長及び庶務に関する事務を担当する復興局等参事官（以下「庶務担当復興局等参事官」という。）を本部員に充てる（以下復興局等対策本部の本部長及び副本部長は、それぞれ「復興局等本部長」及び「復興局等副本部長」という。）。復興局等対策本部においては、復興局等の職員の感染状況や出勤状況等を把握するとともに、新

型インフルエンザ等の発生場所、毒性及び感染力等の具体的状況を踏まえて、速やかに本計画に則った業務継続のための体制移行に係る決定を行うものとする。この際、復興局等対策本部は、庶務担当参事官へ必要な連絡を行うものとする。

加えて、ガイドラインにおいては、政府対策本部の設置にあわせて、感染症対策の実務の中核を担う厚生労働省の体制を強化するため、同省内外から応援職員を招集し、新型インフルエンザ等対策の実施体制を迅速に構築することとされ、その際、各府省庁等は必要な応援職員の確保に努めることとされている。人員体制等を定める際には、統括庁への有事専従者を除いた形にするとともに、厚生労働省への応援職員を派遣する場合に留意する。

なお、政府行動計画で示されている時期区分に応じ、職場における感染対策や継続すべき業務内容を変更する。また、病休者等の増加により、職員の勤務体制や指揮命令系統も変化することから、実際の状況に応じて対応を変更する等、弾力的な運営を行う。

3. 3 他機関との連携

本計画に則った業務継続のための体制に移行した際には、関係省庁や被災地を中心とした地方公共団体及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構等の関係団体への連絡を速やかに行い、積極的に情報交換を行うものとする。

4 新型インフルエンザ等発生時における業務継続

4. 1 業務継続の基本方針

復興庁においては、新型インフルエンザ等の発生により新たに発生し、又は業務量が増加するもの（以下「強化・拡充業務」という。）を優先的に実施するとともに、最低限の国民生活の維持等に必要な業務であって、一定期間、縮小・中断することにより、国民生活、経済活動や国家の基本的権能に重大な影響を与えることから、国内感染期であっても業務量を大幅に縮小することが困難な業務（以下「一般継続業務」という。）を継続する。

強化・拡充業務及び一般継続業務（以下「発生時継続業務」という。）の実施及び継続に当たっては、必要な人員、物資、情報入手体制、相互連携体制等を確保する。

また、発生時継続業務以外の業務の内、感染拡大につながるおそれのある業務については極力中断するほか、発生時継続業務を適切に実施及び継続するため、職場における感染対策を徹底し、時差出勤など感染リスクを低減させるための勤務体制を工夫する。

さらに、新型インフルエンザ様症状のある職員は、病気休暇を取得するよう要請するとともに、併せて、外出自粛を徹底するよう要請する。

なお、新型インフルエンザは、感染してから発症するまでに潜伏期間があるため、症状を有していなくても、家族にり患者がいる職員にいては、濃厚接触者として、保健所から外出自粛要請がなされる可能性がある。このため、濃厚接触者として、感染症法第44条の3第2項の規定に基づき外出自粛等を要請された職員に対しては、特別休暇の取得を認めるとともに、外出自粛を徹底するよう要請する。

4. 2 発生時継続業務（発生段階ごとの具体的な対応）

発生時継続業務に係る、新型インフルエンザ等対策は、政府行動計画で示された発生段階（準備期、初動期、対応期（封じ込めを念頭に対応する時期）、対応期（病原体の性状等に応じて対応する時期）、対応期（ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期）、対応期（特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期）の6段階）に応じ、以下のとおり実施する。

（1）準備期

- 新型インフルエンザ等の発生に備え、関連する情報の収集・共有に努める。

（2）初動期

- 統括庁や厚生労働省の方針を適時確認し、情報の収集・共有に努める。
- 政府対策本部が設置された場合、直ちに復興庁新型インフルエ

ンザ等対策本部を設置し、発生時の体制に移行する。また、同本部会議又は復興庁新型インフルエンザ等対策会議において、最新の関連情報を共有し、当該情報を基に、今後の対応方針について協議・決定する。その後の事態の進行に応じて、随時、同本部会議や同対策会議を開催する。

(3) 対応期（封じ込めを念頭に対応する時期）・（病原体の性状等に応じて対応する時期）・（ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期）

○必要に応じ、復興庁新型インフルエンザ等対策本部会議又は復興庁新型インフルエンザ等対策会議を開催し、情報の収集・共有に努める。

(4) 対応期（特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期）

○流行の状況を踏まえ、通常の業務体制への移行を検討する。

5 人員、物資等の確保

5.1 指揮命令系統の確保

新型インフルエンザ等発生時に、業務の指揮命令・意思決定の権限を有する者が感染した場合においても、迅速かつ的確に業務を遂行する必要がある。委員長及び局本部長が出勤不可能となった場合、権限代行については、表2を基本とする。

表2 主要な幹部職員の権限代行について

	権限を代行する者
委員長	① 副委員長 ② 委員長が指名した者
復興局等本部長	① 局副本部長 ② 局本部長が指名した者

5.2 人員の確保

【本庁】

発生時継続業務は、各業務を主管する班等において実施すること

を基本とするが、人員が不足する場合には、委員長による調整の下、他の班等から人員を確保するものとする。

【復興局等】

発生時継続業務は、各業務を主管する班等において実施することを基本とするが、人員が不足する場合には、局本部長による調整の下、他の班等から人員を確保するものとする。

5. 3 物資・サービスの確保

庁舎管理や警備、清掃・消毒業務、各種設備の点検・修理、消耗品の供給等、新型インフルエンザ等発生時においても継続して確保することが必要な物資・サービスについて、提供事業者に対し、事業継続に向けた協力を要請する。当該事業者における事業継続が困難と判断される場合には、代替策を検討する。また、業務の継続に必要な物資について計画的に備蓄を進めるが、当面「復興庁業務継続計画」により備蓄している物資で対応する。

5. 4 情報システムの維持

新型インフルエンザ等発生時には、海外からの情報収集、国民や事業者、関係機関等への情報発信が重要となるため、情報システムの維持は不可欠である。

復興庁は、内閣府の情報システムを利用しているため、新型インフルエンザ等発生時における同府の情報システム担当者との連絡体制を構築する他、機器の故障等が発生した場合のメンテナンスサービス等の不足等も想定した措置を検討する。

6 感染防止の検討・実施

政府行動計画で示された、発生段階に応じ、新型インフルエンザ等の感染対策を以下のとおり実施する。

6. 1 準備期

○新型インフルエンザ等が発生した場合、多くの職員が出勤困難又

は不可能となるおそれがあることから、こうした事態に備え、人事院等とも連携し、感染症リスクを下げるためのテレワーク、時差出勤、運用上交代で勤務するなどの措置の発動要件、勤務管理、命令発出の在り方等について検討し、職員に周知する。

- 復興局等にあらかじめ初動期・対応期の庁舎における衛生管理体制について確認を行う。
- 庁舎内で必要最低限の業務実施体制をとることができるよう、マスク、消毒液等の備蓄を行う。

6. 2 初動期・対応期

- 職員においては、新型インフルエンザ等に関する情報に注意しつつ、感染対策に努める。感染対策の例は以下のとおりである。
 - ・咳エチケット
 - ・マスク着用
 - ・手洗い
 - ・換気
 - ・対人距離の保持
 - ・清掃・消毒
- 来訪者と継続的に接触する場合には、当該職員にうがい・手洗いを励行させるとともに、来訪者との距離を1～2 m以上とれるような配置とし、必要に応じ、マスクの着用を促す。
- 発症者等については以下の対応を基本とする。
 - ・庁舎内で職員が発症した場合、通常、職員本人あるいは家族からの連絡が想定されるが、職員本人から直接連絡が困難な健康状態や、家族にすぐ連絡が取れない場合などは、各班において、都道府県等が設置する相談センターに連絡し、発症した日付と現在の症状を伝え、今後の治療方針（搬送先や搬送方法）について指示を受ける。地域の感染拡大の状況により、入院の勧告から自宅療養又は宿泊療養まで治療方針は変化する可能性があるため、発症者を確認するたびに指示を受ける。
 - ・職員本人だけでなく、同居者等の発症や職員の感染者についても把握することが望ましい。
 - ・同居者等が発症した場合、職員自身が濃厚接触者と判断され、都道府県等から外出自粛等を要請される可能性があり、国が提

供する外出自粛等の期間の基準等の情報を適宜入手する。

- ・特に保護者・介護者である職員については、こどもや被介護者が感染した場合、その看病等の対応により、休暇の取得やテレワークの実施が必要になる可能性があることに配慮する。

7 業務継続計画の実施

7. 1 業務継続計画の実施

国内外で新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部が設置された場合、統括庁と緊密な連携を図りつつ、復興庁新型インフルエンザ対策本部を設置し、発生時の体制に移行する。

発生した新型インフルエンザ等の病原性、感染性等が不明である可能性が高いため、発生時継続業務以外の業務（縮小・中断業務）については、状況を見ながら必要に応じて縮小又は中断する。

7. 2 状況に応じた対応

本庁においては委員長が、復興局等においては復興局等本部長が、事態の進展に応じて人員体制等の変更を検討する。その際、業務遂行上生じた問題等について情報を集約し、必要な調整を行う。

7. 3 通常体制への復帰

政府対策本部が廃止され、特措法によらない基本的な感染症対策に移行した場合、通常体制へ移行する。状況に応じた段階的な移行を検討する。

8 業務継続計画の維持・管理等

8. 1 関係機関等との調整

本計画については、関係省庁、被災地を中心とした地方公共団体及びその他の関係団体に通知し、必要に応じて調整を行う。

8. 2 教育・訓練

本計画を有効に実施するため、全職員に対し、新型インフルエ

ンザ等発生等の対応について周知徹底する他、発症者等への対応等につき、適切に教育・訓練を行う。

8. 3 点検・改善

庶務担当参事官は、業務の状況及び人事異動の状況等を踏まえ、本計画の点検を適切に行う。

本計画については、新型インフルエンザ等に関する新しい知見が得られた場合、政府行動計画等の変更が行われた場合等には、適宜改正する。